平成２８年（フ）第３９６５号
大阪市住吉区我孫子西２丁目８番22号　ワイエスハイツ101号
債務者　大西　圭介
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９７７号
大阪府東大阪市末広町11番６号ブエナビスタ205号
債務者　北川　　勇
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０００号
大阪府寝屋川市平池町35番20号（202号）
債務者　水口八重美
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０１２号
大阪市東住吉区矢田２丁目24番14号
債務者　段野　　守
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０６０号
大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ26―109号
債務者　杉　　當惠
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１６４号
大阪市鶴見区諸口６丁目４番３―104号
債務者　中井　秀子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１６８号
大阪府高槻市城南町３丁目13番18号
債務者　森永　純子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１６号
福岡県遠賀郡水巻町鯉口２番404号
債務者　安部　睦子
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５３３号
北九州市小倉北区泉台３丁目14番８号
債務者　矢幡　桂子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０号
北海道岩内郡岩内町字栄212番地１
債務者　宇田　ノブ
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第４１号
岩手県奥州市江刺区米里字山本164番地１
債務者　菊池　　宏
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第４３号
岩手県奥州市水沢区姉体町字石名坂33番地
債務者　大内　静香
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第４４号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根前野119―５　田園パーク横道　田尻めぐみ方、旧住所岩手県奥州市水沢区真城字町屋敷176番地　ディアス瀬和Ａ棟　103号室
債務者　阿部　智子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第５５号
岩手県奥州市衣川区鷹の巣50番地25、旧住所神奈川県伊勢原市桜台２丁目24番14号　セレッサビル308号
債務者　小川　はな
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第１００９号
さいたま市北区日進町２丁目1791番地５　ロータスⅡ―201、旧住所川崎市宮前区有馬６丁目２番29号　エクセレントクイーン201
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５８号
埼玉県朝霞市東弁財３丁目２番23号　サニーコーポ205
債務者　中村　廣和
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６５号
埼玉県南埼玉郡宮代町笠原２丁目５番９号
債務者　飯塚　幹郎
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係